



2025年12月26日

各位

会 社 名 トーイン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 太
(コード番号 7923 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員 坂戸 正朗
経営企画統括
電 話 番 号 (TEL 03-5627-9111)

**(訂正)「CSR I 5号株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに係る
賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

CSR I 5号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、当社が2025年12月22日に公表しました「CSR I 5号株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、当社の取引先持株会であるトーイン共榮会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所

有株式数 37,200 株、所有割合 : 0.74%)、王子ホールディングス株式会社 (所有株式数 33,000 株、所有割合 : 0.66%)、日本紙パルプ商事株式会社 (所有株式数 32,200 株、所有割合 : 0.64%)、有限会社誠和運輸 (所有株式数 31,400 株、所有割合 : 0.62%)、並びに王子マテリア株式会社 (所有株式数 0 株、所有割合 : 0.00% (注4)) (以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。)との間で、応募契約 (以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約 (山科家応募合意株主)」といい、トーン共栄会 (所有株式数 587,700 株、所有割合 : 11.68%)との間で締結される応募契約を「本応募契約 (トーン共栄会)」といい、山科家応募合意株主及びトーン共栄会を除く株主 (以下「その他株主」といいます。)との間で締結される応募契約を「本応募契約 (その他株主)」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する当社株式の全て (所有株式数の合計 : 3,164,717 株、所有割合の合計 : 62.88%)を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しており、(ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められているとのことです。詳細は、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)また、本応募合意株主のうち、トーン共栄会の会員でもある株主は、トーン共栄会が保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーン共栄会が当該応募を行うために必要な手続 (トーン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーン共栄会を退会の上、その持分に従った当社株式の返還を受け、返還を受けた当社株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募合意株主のうち、トーン共栄会の会員でもある株主は、artience 株式会社 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 14,192 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、株式会社トッキヨ (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 36,881 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.73%)、株式会社小森コーポレーション (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 14,162 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、ツジカワ株式会社 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 15,623 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.31%)、株式会社文昌堂 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 28,036 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.56%)、株式会社村田金箔 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 14,119 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、株式会社シロキホールディングス (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 19,543 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.39%)、王子ホールディングス株式会社 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 31,346 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.62%)、日本紙パルプ商事株式会社 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 1,131 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.02%)、有限会社誠和運輸 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 18,876 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.38%)、及び、王子マテリア株式会社 (トーン共栄会を通じた所有株式数 : 6,038 株、トーン共栄会を通じた所有割合 : 0.12%)であるとのことです。各株主のトーン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が当社から共有を受けた 2025 年 3 月 31 日時点における情報をもとに記載しているとのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科統氏	1,010,417	20.07
2	山科進太郎氏	127,000	2.52
3	山科実桜氏	127,000	2.52

4	古川知子氏	66,000	1.31
5	山科智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	王子マテリア株式会社	—	—
小計（その他株主）		1,222,600	24.29
トーイン共栄会			
21	トーイン共栄会	587,700	11.68
合計		3,164,717	62.88

(注3) 「所有割合」とは、当社が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「当社半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在当社が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、当社株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った当社株式の返還を受け、返還を受けた当社株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の筆頭株主である山科統氏(以下「山科氏」といいます。)(所有株式数1,010,417株、所有割合(注3):20.07%)、山科進太郎氏(所有株式数127,000株、所有割合:2.52%)、山科実桜氏(所有株式数127,000株、所有割合:2.52%)、古川知子氏(所有株式数66,000株、所有割合:1.31%)及び山科智氏(所有株式数24,000株、所有割合:0.48%)、当社の取引先持株会であるトーイン共栄会(所有株式数587,700株、所有割合:11.68%)、当社の従業員持

株会であるト一イン従業員持株会（所有株式数 135,713 株、所有割合：2.70%）、artience 株式会社（所有株式数 197,000 株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数 182,500 株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数 170,000 株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数 112,400 株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数 109,800 株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数 89,600 株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数 86,100 株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数 50,000 株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数 47,400 株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ 銀行（所有株式数 44,000 株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数 37,200 株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数 33,000 株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数 32,200 株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数 31,400 株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数 23,900 株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数 0 株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、ト一イン共栄会（所有株式数 587,700 株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（ト一イン共栄会）」といい、ト一イン従業員持株会（所有株式数 135,713 株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（ト一イン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主ト一イン共栄会及びト一イン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：3,324,330 株、所有割合の合計：66.05%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められているとのことです。詳細は、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

また、本応募合意株主のうち、ト一イン共栄会の会員でもある株主は、ト一イン共栄会が保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、ト一イン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（ト一イン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、ト一イン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、ト一イン共栄会を退会の上、その持分に従った当社株式の返還を受け、返還を受けた当社株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募合意株主のうち、ト一イン共栄会の会員でもある株主は、artience 株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,192 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：36,881 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,162 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：15,623 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：28,036 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：14,119 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：19,543 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：31,346 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：231 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：18,876 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（ト一イン共栄会を通じた所有株式数：5,669 株、ト一イン共栄会を通じた所有割合：0.11%）であるとのことです。各株主のト一イン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が当社から共有を受けた 2025 年 3 月 31 日時点における情報をもとに記載しているとのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科統氏	1,010,417	20.07
2	山科進太郎氏	127,000	2.52
3	山科実桜氏	127,000	2.52
4	古川知子氏	66,000	1.31
5	山科智氏	24,000	0.48
小計(山科家応募合意株主)		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	<u>森雄吾氏</u>	<u>23,900</u>	<u>0.47</u>
21	王子マテリア株式会社	—	—
小計(その他株主)		1,246,500	24.77
トーイン共栄会			
22	トーイン共栄会	587,700	11.68
<u>トーイン従業員持株会</u>			
23	トーイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		3,324,330	66.05

(注3) 「所有割合」とは、当社が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「当社半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在当社が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、当社株式を直接保有しておりませんが、トーン共栄会の会員であるため、トーン共栄会が保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履行されるための行為を行う旨、並びに、トーン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーン共栄会を退会の上、その持分に従つた当社株式の返還を受け、返還を受けた当社株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

(ii) 答申理由

（イ）本諮問事項（イ）（本取引に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。））に対する答申

（訂正前）

<前略>

（g）本公開買付価格は、当社の2025年9月30日時点の簿価純資産額である11,149,717千円を自己株式控除後の発行済株式数（5,033,247株）で割ることにより算出した1株当たり純資産である2,215円（本公開買付価格は当該金額との比較で46%のディスカウント）を下回っているものの、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、当社が所有する資産のうち、工場や本社においては、建築後相当程度の年月が経過し老朽化しており、また工場及び機械装置においては、汎用性が乏しく即時一括での売却が困難であることを踏まえると、簿価により売却することは困難であり、また、工場については、更地での売却が必要であることが見込まれるもの、その場合には不動産鑑定費用に加えて建物の解体費用及び土壤汚染調査費用等が必要になると考えられること、子会社を含めた当社グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定される。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。また、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えている。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（g）本公開買付価格は、当社の2025年9月30日時点の簿価純資産額である11,149,717千円を自己株式控除後の発行済株式数（5,033,247株）で割ることにより算出した1株当たり純資産である2,215円（本公開買付価格は当該金額との比較で46%のディスカウント）を下回っているものの、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、当社が所有する資産のうち、工場や本社において

は、建築後相当程度の年月が経過し老朽化しており、また工場及び機械装置においては、汎用性が乏しく即時一括での売却が困難であることを踏まえると、簿価により売却することは困難であり、また、工場については、更地での売却が必要であることが見込まれるもの、その場合には不動産鑑定費用に加えて建物の解体費用及び土壤汚染調査費用等が必要になると考えられること、子会社を含めた当社グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定される。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。また、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えている。

<後略>

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

<前略>

② 本応募契約（トイン共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トイン共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トイン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トイン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トイン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトイン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トイン共栄会が所有する当社株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。本応募契約（トイン共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりとのことです。

- (i) トイン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、当社株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トイン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に当社の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トイン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトイン共栄会に供与される利益は存在しないとのことです。

③ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience 株式会社（所有株式数

197,000 株、所有割合 : 3.91%)、株式会社バンダイナムコホールディングス (所有株式数 182,500 株、所有割合 : 3.63%)、三井住友信託銀行株式会社 (所有株式数 170,000 株、所有割合 : 3.38%)、株式会社トッキヨ (所有株式数 112,400 株、所有割合 : 2.23%)、株式会社小森コーポレーション (所有株式数 109,800 株、所有割合 : 2.18%)、ツジカワ株式会社 (所有株式数 89,600 株、所有割合 : 1.78%)、株式会社日金 (所有株式数 86,100 株、所有割合 : 1.71%)、株式会社文昌堂 (所有株式数 50,000 株、所有割合 : 0.99%)、株式会社村田金箔 (所有株式数 47,400 株、所有割合 : 0.94%)、株式会社三菱UFJ 銀行 (所有株式数 44,000 株、所有割合 : 0.87%)、株式会社シロキホールディングス (所有株式数 37,200 株、所有割合 : 0.74%)、王子ホールディングス株式会社 (所有株式数 33,000 株、所有割合 : 0.66%)、日本紙パルプ商事株式会社 (所有株式数 32,200 株、所有割合 : 0.64%)、有限会社誠和運輸 (所有株式数 31,400 株、所有割合 : 0.62%)、並びに、王子マテリア株式会社 (所有株式数 0 株、所有割合 : 0.00%)との間で、各々が所有する当社株式 (所有株式数の合計 : 1,222,600 株、所有割合の合計 : 24.29%) の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。

<中略>

また、本応募契約（その他株主）においては、表明保証（注15）（注16）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注17）、契約の解除事由（注18）、秘密保持義務等を定めているとのことです。

- (注15) 本応募契約（その他株主）においては、各応募株主の公開買付者に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)強制執行可能性、(iii)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、(iv)契約の締結及び履行は、応募株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(v)支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vi)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、(vii)応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めているとのことです。
- (注16) 本応募契約（その他株主）においては、公開買付者の各応募株主に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)必要な権利能力を有しており、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、(iii)強制執行可能性、(iv)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、(v)契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(vi)支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vii)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めているとのことです。
- (注17) 株式会社小森コーポレーションの株主との間の応募契約を除き、本応募契約（その他株主）においては、その他株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めているとのことです。
- (注18) その他株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めているとのことです。

<中略>

④ 当社による差入書

<後略>

(訂正後)

<前略>

② 本応募契約（トイン共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トイン共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トイン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トイン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トイン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトイン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トイン共栄会が所有する当社株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。本応募契約（トイン共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりとのことです。

- (i) トイン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、当社株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トイン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に当社の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トイン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトイン共栄会に供与される利益は存在しないとのことです。

③ 本応募契約（トイン従業員持株会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、トイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で、トイン従業員持株会の会員全員（ただし、契約締結後、トイン従業員持株会による本公開買付けへの応募前に、トイン従業員持株会の規約に従つて同会から退会した会員は除きます。）から、トイン従業員持株会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトイン従業員持株会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トイン従業員持株会が所有する当社株式（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トイン従業員持株会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- (i) トーイン従業員持株会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、当社株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トーイン従業員持株会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に当社の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。
- なお、公開買付者は、トーイン従業員持株会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーイン従業員持株会に供与される利益は存在しません。

④ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience 株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、森雄吾氏が所有する当社株式（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,246,500株、所有割合の合計は24.77%となっているとのことです。

<中略>

また、本応募契約（その他株主）においては、表明保証（注15）（注16）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注17）、契約の解除事由（注18）、秘密保持義務等を定めているとのことです。

- （注15） 本応募契約（その他株主）においては、各応募株主の公開買付者に対する表明保証事項として、
(i) （法人については）日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、（個人については）必要な権利能力、意思能力、行為能力を有していること、(ii)強制執行可能性、(iii)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、(iv)契約の締結及び履行は、応募

株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(v)支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vi)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、(vii)応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めているとのことです。

(注 16) 本応募契約（その他株主）においては、公開買付者の各応募株主に対する表明保証事項として、(i)日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、(ii)必要な権利能力を有しており、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、(iii)強制執行可能性、(iv)契約の締結及び履行に必要とされる許認可等を取得又は履践済みであること、(v)契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、(vi)支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、(vii)反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めているとのことです。

(注 17) 株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約を除き、本応募契約（その他株主）においては、その他株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めているとのことです。

(注 18) 森雄吾氏との間の応募契約を除き、その他株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めているとのことです。また、森雄吾氏との間の応募契約においては、森雄吾氏及び公開買付者は、本公開買付けが不成立にて終了した場合には、本契約を解除することができることを定めているとのことです。

<中略>

⑤ 当社による差入書

<後略>

以上